

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年 2月12日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田 高 久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が別に定める。

(委任)

第20条 第13条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 育児休業をしている広域連合に職員を派遣した長崎県内の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の期末手

当又は勤勉手当の支給については、広域連合へ当該派遣職員を派遣した派遣元の関係規定の定めるところによる。

2 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年条例第15号。以下「給与条例」という。）第15条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（前項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（広域連合長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（第1項に掲げる職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
第8条中「育児休業をした職員」を「育児休業をした派遣職員」に、「当該職員」を「当該派遣職員」に改める。

第14条中「派遣元から派遣されている職員（以下「派遣職員」という。）」を「派遣職員」に、「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年広域連合条例第15号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第16条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して広域連合長が定める非常勤職員

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第11号中「派遣元」を「広域連合に職員を派遣した長崎県内の地方公共団体（以下「派遣元」という。）」に改める。

第3条第1項中「長崎県内の地方公共団体（以下「派遣元」という。）」を「派遣元」に改め、「派遣された職員」の次に「（以下「派遣職員」という。）」を加え、「当該職員」

を「当該派遣職員」に改める。

第15条第2項中「それぞれ派遣元が支給する割合」を「派遣職員についてはそれぞれ派遣元が支給する割合を、派遣職員以外の職員については長崎県が支給する割合」に改める。

第19条中「職員」を「派遣職員」に改める。

第23条中「、第7条及び第15条から第18条まで」を「及び第7条」に改める。

第24条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第24条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与については、第2条から第20条まで及び第22条の規定にかかわらず、この条から第24条の4まで（次条を除く。）に定めるところによる。

2 第2号会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

3 前項の給料は、月額とし、県給与条例別表第1行政職給料表に定める3級の最高の号給の給料月額を超えない範囲内で常勤職員（長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成18年広域連合条例第5号）に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して広域連合長が別に定める。

4 手当は、常勤職員との権衡を考慮して、広域連合長が別に定めるところにより支給する。

第24条の次に次の4条を加える。

第24条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の給与については、第2条から第20条まで及び第22条の規定にかかわらず、この条から第24条の4までに定めるところによる。

2 第1号会計年度任用職員の給与は、報酬、費用弁償（通勤手当に相当するものに限る。）及び期末手当とする。

3 前項の報酬は、基本報酬（第2号会計年度任用職員に支給する給料に相当するものをいう。以下同じ。）のほか、割増報酬（第2号会計年度任用職員に支給する地域手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当するものをいう。以下同じ。）とする。

4 基本報酬は、月額又は日額とし、第2号会計年度任用職員の給料との権衡を考慮して広域連合長が別に定める。

5 割増報酬及び期末手当は、第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して、広域連合長が別に定めるところにより支給する。

第24条の3 第2号会計年度任用職員及び第1号会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）が勤務しないときは、休暇（広域連合長が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第24条の4 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給及び減額並びに勤務1時間当たりの給与額の算定については、常勤職員との権衡を考慮して広域連合長が別に定める。

（臨時的に任用された職員の給与）

第24条の5 臨時的に任用された職員の給与については、第3条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「広域連合に長崎県内の地方公共団体その他の関係団体から派遣される職員（以下「職員」という。）を「職員」に改め、「旅費」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、旅費に相当する費用弁償。以下同じ。）」を加える。

第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

（人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第

2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。